

下呂市就職活動等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、人手不足に苦慮する市内事業者の人材確保を図るため、市内採用イベントに参加する市内就職希望者の交通費及び宿泊費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 市内事業者 市内に本社、支社若しくは事務所等の就業場所を設置している法人、法人格がない社団又は財団若しくは個人事業主（個人事業主にあつては市内に住所を有する）をいう。
- （2） 市内採用イベント 市内事業者が市内で実施する企業説明会、採用試験又は面接若しくはインターンシップ（長期短期を問わず、職業体験又は会社見学に近いものを含む。）をいう。
- （3） 市内就職希望者 市内採用イベントへの参加時点で市外に居住し、実際に市内採用イベントに参加した個人をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内事業者への就職を希望する市内就職希望者で、市税に滞納がない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- （1） 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体が主催する市内採用イベントに参加する市内就職希望者
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む市内事業者（ただし、一般大衆向けに飲食させる営業は除く。）が主催する市内採用イベントに参加する市内就職希望者
- （2） 下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）に規定する暴力団又は暴力団員等、かつ、それらの者と関係がある者
- （3） その他市長が補助対象者として不適当と認めた者

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、この要綱に基づく補助金以外に支給される費用等の交付を受けようとするときは、補助対象経費から当該費用等の額を差し引くものとする。

2 補助金の交付は、市内就職希望者 1 人につき生涯 1 回（2 往復分まで）を限りとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助対象者は、市内採用イベントに参加する前に、規則第 4 条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 就職活動等支援事業計画書兼誓約書（様式第 1 号）
- （2） 居住地を証明できるもの（住民票、公共料金の請求書等）の写し
- （3） その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第 6 条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第 13 条に定める補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 就職活動等支援事業実績書（様式第 2 号）
- （2） 補助対象経費を支払ったことが分かる書類（交通費、宿泊費の領収書等）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助額
次に掲げる交通費及び宿泊費 (1) 交通費 市外居住地から、市内採用イベントまでの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の往復の運賃及び料金として、市内就職希望者が支払った経費 (2) 宿泊費 市内採用イベントに伴い、宿泊が必要な場合の宿泊費用として、市内就職希望者が支払った経費（市内宿泊施設に限る）	補助対象経費の合計額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1人当たり3万円を限度とする。